

京都市総合教育センターの組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年3月31日

京都市教育委員会

委員長 藤原勝紀

京都市教育委員会規則第16号

京都市総合教育センターの組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則
京都市総合教育センターの組織及び運営に関する規則の一部を次のように改正する。

「
第1条中 教員養成支援室 を
開晴小中学校開設準備室
」

「
教員養成支援室 に改める。
」

第2条第1項を次のように改める。

教育センターに条例第3条に規定する所長のほか、副所長、室長、課長、カリキュラム開発支援センター長、係長、指導主事及び研究員を置く。

第2条第2項中「特に必要があるときは、」及び「開晴小中学校開設準備室」を削り、同条第4項中「前3項のほか、必要な」を「特に必要があるときは、前3項のほか、職員又は」に改める。

第3条第3項中「係長」の右に「（前条第3項に規定する係長を除く。）」を加え、同条第11項中「その他の職員」を「前条第4項に規定する職員又は嘱託」に改める。

第4条指導室の款開晴小中学校開設準備室の項を削る。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)